

(設置)

第1条 下水道の経営に関する重要な事項について調査審議するため、箕輪町下水道運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について町長の諮問に応じ調査審議するとともに、これらに関し必要と認める事項について町長に意見を述べることができる。

- (1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設等の経営に関する重要な事項に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。